

第 2 1 号議案

加東市行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例制定の件

加東市行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 1 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例

加東市行政財産の使用料徴収条例（平成 1 8 年加東市条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に、「あたり」を「当たり」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、入札又はこれに準ずる方法（以下「入札等」という。）により、行政財産の使用を許可する場合の使用料の額は、当該入札等により決定した額とすることができる。

第 3 条に次のただし書を加える。

ただし、その額に 1 0 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

第 8 条を第 9 条とし、第 5 条から第 7 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 4 条中「前条」を「第 3 条」に改め、同条を第 5 条とする。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（加算金）

第 4 条 使用者が負担すべき必要経費は、次に掲げるとおりとし、第 2 条の使用料に加算して徴収することができる。

- (1) 光熱水費等
- (2) 火災保険料
- (3) 冷暖房に要する経費

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に許可を受けて行政財産を使用している者の使用料の額については、その許可した期間が満了するまでの間は、なお従前の例による。

第21号議案 要旨

加東市行政財産の使用料徴収条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

行政財産の使用料の算出方法を明確化するとともに、加算金の徴収を可能とする規定を加えることについて、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

- (1) 入札又はこれに準ずる方法による使用の許可に関する規定を加えること。（第2条関係）
- (2) 使用料の額に10円未満の端数が生じた場合の計算方法の規定を加えること。（第3条関係）
- (3) 加算金に関する規定を加えること。（第4条関係）

3 施行期日 令和3年4月1日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>(使用料)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、用途又は目的を妨げない限度において、行政財産である土地、建物及び建物以外の工作物に太陽光発電設備を設置して使用させる場合の使用料は、次の算式により算出した額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とし、当該算式中の使用料係数は規則で定める。</p> <p>算式=A×B×C</p> <p>備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。</p> <p>A 調達価格（発電した電気の1キロワットあたりの売却価格をいう。）</p> <p>B 売却した電気量</p> <p>C 使用料係数</p> <p>(日割計算)</p>	<p>(使用料)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、入札又はこれに準ずる方法（以下「入札等」という。）により、行政財産の使用を許可する場合の使用料の額は、当該入札等により決定した額とすることができる。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、用途又は目的を妨げない限度において、行政財産である土地、建物及び建物以外の工作物に太陽光発電設備を設置して使用させる場合の使用料は、次の算式により算出した額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とし、当該算式中の使用料係数は規則で定める。</p> <p>算式=A×B×C</p> <p>備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。</p> <p>A 調達価格（発電した電気の1キロワット当たりの売却価格をいう。）</p> <p>B 売却した電気量</p> <p>C 使用料係数</p> <p>(日割計算)</p>

第3条 前条第1項の規定による行政財産の使用について使用を開始する日が月の初日でない場合、又は使用を終了する日が月の末日でない場合における当該月の使用料は、日割計算とする。

(使用料の最低限度額)

第4条 第2条第1項及び前条の規定により算出して得た1件の使用料の額が100円に満たない場合にあつては、100円とする。

(使用料の減免)

第5条 (略)

(使用料の徴収方法)

第6条 (略)

(使用料の還付)

第7条 (略)

第3条 前条第1項の規定による行政財産の使用について使用を開始する日が月の初日でない場合、又は使用を終了する日が月の末日でない場合における当該月の使用料は、日割計算とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(加算金)

第4条 使用者が負担すべき必要経費は、次に掲げるとおりとし、第2条の使用料に加算して徴収することができる。

- (1) 光熱水費等
- (2) 火災保険料
- (3) 冷暖房に要する経費

(使用料の最低限度額)

第5条 第2条第1項及び第3条の規定により算出して得た1件の使用料の額が100円に満たない場合にあつては、100円とする。

(使用料の減免)

第6条 (略)

(使用料の徴収方法)

第7条 (略)

(使用料の還付)

第8条 (略)

(委任)

第8条 (略)

(委任)

第9条 (略)